

第 10 期 更別村分別収集計画

令和 4 年 6 月 1 0 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものになっており、将来に向けての最終処分用地の確保が極めて困難であり近い将来、深刻な事態に陥ることが懸念される。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
容器包装廃棄物	182.70t	182.44t	181.13t	180.35t	179.55t

品目ごとの排出量の見込み

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
スチール製容器	4.45t	4.45t	4.42t	4.40t	4.38t
アルミ製容器	6.72t	6.71t	6.66t	6.64t	6.61t
無色のガラス製容器	10.93t	10.91t	10.83t	10.79t	10.74t
茶色のガラス製容器	12.36t	12.34t	12.25t	12.20t	12.14t
その他の色のガラス製容器	4.71t	4.71t	4.67t	4.65t	4.63t
飲料用紙製容器	2.78t	2.78t	2.76t	2.74t	2.73t
段ボール	48.54t	48.47t	48.12t	47.91t	47.70t
その他の紙製容器包装	23.01t	22.97t	22.81t	22.71t	22.61t
ペットボトル	15.45t	15.43t	15.32t	15.25t	15.19t
その他のプラスチック製容器包装	53.75t	53.67t	53.29t	53.06t	52.82t
合 計	182.70t	182.44t	181.13t	180.35t	179.55t

※ 上記算定にあたっては、一人当たりの容器包装廃棄物排出量、人口変動の見込みをもとに、容器包装廃棄物総体の排出量を推計した。

○ スチール製容器

【令和5年度】 $3.9 \frac{\text{グラ}}{\text{人}} \times 3,161 \text{人} \times 365 \text{日} = 4.45 \text{ト}$

【令和6年度】 $3.9 \frac{\text{グラ}}{\text{人}} \times 3,148 \text{人} \times 366 \text{日} = 4.45 \text{ト}$

【令和7年度】 $3.9 \frac{\text{グラ}}{\text{人}} \times 3,134 \text{人} \times 365 \text{日} = 4.42 \text{ト}$

【令和8年度】 $3.9 \frac{\text{グラ}}{\text{人}} \times 3,120 \text{人} \times 365 \text{日} = 4.40 \text{ト}$

【令和9年度】 $3.9 \frac{\text{グラ}}{\text{人}} \times 3,107 \text{人} \times 365 \text{日} = 4.38 \text{ト}$

○ アルミ製容器

【令和5年度】 $5.8 \frac{\text{グラ}}{\text{人}} \times 3,161 \text{人} \times 365 \text{日} = 6.72 \text{ト}$

【令和6年度】 $5.8 \frac{\text{グラ}}{\text{人}} \times 3,148 \text{人} \times 366 \text{日} = 6.71 \text{ト}$

【令和7年度】 $5.8 \frac{\text{グラ}}{\text{人}} \times 3,134 \text{人} \times 365 \text{日} = 6.66 \text{ト}$

【令和8年度】 $5.8 \frac{\text{グラ}}{\text{人}} \times 3,120 \text{人} \times 365 \text{日} = 6.64 \text{ト}$

【令和9年度】 $5.8 \frac{\text{グラ}}{\text{人}} \times 3,107 \text{人} \times 365 \text{日} = 6.61 \text{ト}$

○ 無色のガラス製容器

- 【令和5年度】 $9.5 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,161 \text{人} \times 365 \text{日} = 10.93 \text{トン}$
- 【令和6年度】 $9.5 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,148 \text{人} \times 366 \text{日} = 10.91 \text{トン}$
- 【令和7年度】 $9.5 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,134 \text{人} \times 365 \text{日} = 10.83 \text{トン}$
- 【令和8年度】 $9.5 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,120 \text{人} \times 365 \text{日} = 10.79 \text{トン}$
- 【令和9年度】 $9.5 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,107 \text{人} \times 365 \text{日} = 10.74 \text{トン}$

○ 茶色のガラス製容器

- 【令和5年度】 $10.7 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,161 \text{人} \times 365 \text{日} = 12.36 \text{トン}$
- 【令和6年度】 $10.7 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,148 \text{人} \times 366 \text{日} = 12.34 \text{トン}$
- 【令和7年度】 $10.7 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,134 \text{人} \times 365 \text{日} = 12.25 \text{トン}$
- 【令和8年度】 $10.7 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,120 \text{人} \times 365 \text{日} = 12.20 \text{トン}$
- 【令和9年度】 $10.7 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,107 \text{人} \times 365 \text{日} = 12.14 \text{トン}$

○ その他の色のガラス製容器

- 【令和5年度】 $4.2 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,161 \text{人} \times 365 \text{日} = 4.71 \text{トン}$
- 【令和6年度】 $4.2 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,148 \text{人} \times 366 \text{日} = 4.71 \text{トン}$
- 【令和7年度】 $4.2 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,134 \text{人} \times 365 \text{日} = 4.67 \text{トン}$
- 【令和8年度】 $4.2 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,120 \text{人} \times 365 \text{日} = 4.65 \text{トン}$
- 【令和9年度】 $4.2 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,107 \text{人} \times 365 \text{日} = 4.63 \text{トン}$

○ 飲料用紙製容器

- 【令和5年度】 $2.4 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,161 \text{人} \times 365 \text{日} = 2.78 \text{トン}$
- 【令和6年度】 $2.4 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,148 \text{人} \times 366 \text{日} = 2.78 \text{トン}$
- 【令和7年度】 $2.4 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,134 \text{人} \times 365 \text{日} = 2.76 \text{トン}$
- 【令和8年度】 $2.4 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,120 \text{人} \times 365 \text{日} = 2.74 \text{トン}$
- 【令和9年度】 $2.4 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,107 \text{人} \times 365 \text{日} = 2.73 \text{トン}$

○ 段ボール

- 【令和5年度】 $42.2 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,161 \text{人} \times 365 \text{日} = 48.54 \text{トン}$
- 【令和6年度】 $42.2 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,148 \text{人} \times 366 \text{日} = 48.47 \text{トン}$
- 【令和7年度】 $42.2 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,134 \text{人} \times 365 \text{日} = 48.12 \text{トン}$
- 【令和8年度】 $42.2 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,120 \text{人} \times 365 \text{日} = 47.91 \text{トン}$
- 【令和9年度】 $42.2 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,107 \text{人} \times 365 \text{日} = 47.70 \text{トン}$

○ その他の紙製容器包装

- 【令和5年度】 $19.9 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,161 \text{人} \times 365 \text{日} = 23.01 \text{トン}$
- 【令和6年度】 $19.9 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,148 \text{人} \times 366 \text{日} = 22.97 \text{トン}$
- 【令和7年度】 $19.9 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,134 \text{人} \times 365 \text{日} = 22.81 \text{トン}$
- 【令和8年度】 $19.9 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,120 \text{人} \times 365 \text{日} = 22.71 \text{トン}$
- 【令和9年度】 $19.9 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,107 \text{人} \times 365 \text{日} = 22.61 \text{トン}$

○ ペットボトル

【令和5年度】	$13.4 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,161 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} = 15.45 \text{ トン}$
【令和6年度】	$13.4 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,148 \text{ 人} \times 366 \text{ 日} = 15.43 \text{ トン}$
【令和7年度】	$13.4 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,134 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} = 15.32 \text{ トン}$
【令和8年度】	$13.4 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,120 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} = 15.25 \text{ トン}$
【令和9年度】	$13.4 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,107 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} = 15.19 \text{ トン}$

○ その他のプラスチック製容器包装

【令和5年度】	$46.6 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,161 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} = 53.75 \text{ トン}$
【令和6年度】	$46.6 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,148 \text{ 人} \times 366 \text{ 日} = 53.67 \text{ トン}$
【令和7年度】	$46.6 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,134 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} = 53.29 \text{ トン}$
【令和8年度】	$46.6 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,120 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} = 53.06 \text{ トン}$
【令和9年度】	$46.6 \frac{\text{グラ}}{\text{ム}} \times 3,107 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} = 52.82 \text{ トン}$

※ 市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）「表 2-3-1 ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」を使用。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、村民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

○環境負荷低減、排出抑制、リサイクルの啓発活動の充実

- ・ ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する啓発活動に積極的に取り組む。
- ・ 繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の普及啓発を図る。
- ・ ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらえるように、各種団体・グループからの要請に応じて職員が説明を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		平成9年度	
主としてスチール製の容器	(合計) 2.16t		(合計) 2.15t		(合計) 2.14t		(合計) 2.13t		(合計) 2.12t	
	(指定法人) 2.16t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 2.15t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 2.14t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 2.13t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 2.12t	(独自処理) 0.00t
主としてアルミ製の容器	(合計) 3.10t		(合計) 3.09t		(合計) 3.07t		(合計) 3.06t		(合計) 3.05t	
	(指定法人) 3.10t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 3.09t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 3.07t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 3.06t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 3.05t	(独自処理) 0.00t
無色のガラス製容器	(合計) 5.01t		(合計) 4.99t		(合計) 4.97t		(合計) 4.94t		(合計) 4.92t	
	(指定法人) 4.91t	(独自処理) 0.10t	(指定法人) 4.89t	(独自処理) 0.10t	(指定法人) 4.87t	(独自処理) 0.10t	(指定法人) 4.84t	(独自処理) 0.10t	(指定法人) 4.82t	(独自処理) 0.10t
茶色のガラス製容器	(合計) 7.77t		(合計) 7.73t		(合計) 7.70t		(合計) 7.67t		(合計) 7.63t	
	(指定法人) 6.51t	(独自処理) 1.25t	(指定法人) 6.48t	(独自処理) 1.25t	(指定法人) 6.46t	(独自処理) 1.24t	(指定法人) 6.43t	(独自処理) 1.24t	(指定法人) 6.40t	(独自処理) 1.23t
その他のガラス製容器	(合計) 3.69t		(合計) 3.67t		(合計) 3.65t		(合計) 3.64t		(合計) 3.62t	
	(指定法人) 3.37t	(独自処理) 0.32t	(指定法人) 3.36t	(独自処理) 0.31t	(指定法人) 3.34t	(独自処理) 0.31t	(指定法人) 3.33t	(独自処理) 0.31t	(指定法人) 3.31t	(独自処理) 0.31t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	(合計) 1.15t		(合計) 1.14t		(合計) 1.14t		(合計) 1.13t		(合計) 1.13t	
	(指定法人) 0.53t	(独自処理) 0.62t	(指定法人) 0.52t	(独自処理) 0.62t	(指定法人) 0.52t	(独自処理) 0.62t	(指定法人) 0.52t	(独自処理) 0.61t	(指定法人) 0.52t	(独自処理) 0.61t
主として段ボール製の容器	(合計) 38.45t		(合計) 38.29t		(合計) 38.12t		(合計) 37.96t		(合計) 37.79t	
	(指定法人) 12.17t	(独自処理) 26.28t	(指定法人) 12.12t	(独自処理) 26.17t	(指定法人) 12.07t	(独自処理) 26.05t	(指定法人) 12.02t	(独自処理) 25.94t	(指定法人) 11.96t	(独自処理) 25.83t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 14.73t		(合計) 14.67t		(合計) 14.60t		(合計) 14.54t		(合計) 14.47t	
	(指定法人) 14.73t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 14.67t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 14.60t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 14.54t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 14.47t	(独自処理) 0.00t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 9.17t		(合計) 9.13t		(合計) 9.09t		(合計) 9.05t		(合計) 9.01t	
	(指定法人) 1.39	(独自処理) 7.78t	(指定法人) 1.39t	(独自処理) 7.74t	(指定法人) 1.38t	(独自処理) 7.71t	(指定法人) 1.38t	(独自処理) 7.67t	(指定法人) 1.37t	(独自処理) 7.64t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 31.46t		(合計) 31.33t		(合計) 31.19t		(合計) 31.06t		(合計) 30.92t	
	(指定法人) 31.46	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 31.33t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 31.19t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 31.06t	(独自処理) 0.00t	(指定法人) 30.92t	(独自処理) 0.00t

その他の資源物

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
新聞	67.20t	66.91t	66.62t	66.33t	66.04t
雑誌	53.86t	53.63t	53.39t	53.16t	52.93t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

*人口変動率については、第6期更別村総合計画を参考とした。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
3,161人 (対前年度比) 99.5%	3,148人 (対前年度比) 99.6%	3,134人 (対前年度比) 99.6%	3,120人 (対前年度比) 99.6%	3,107人 (対前年度比) 99.6%

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

*直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

○主としてスチール製の容器

【令和5年度】 $2.169 \text{ t} \times 0.995 = 2.159 \text{ t}$

【令和6年度】 $2.159 \text{ t} \times 0.996 = 2.149 \text{ t}$

【令和7年度】 $2.149 \text{ t} \times 0.996 = 2.140 \text{ t}$

【令和8年度】 $2.140 \text{ t} \times 0.996 = 2.131 \text{ t}$

【令和9年度】 $2.131 \text{ t} \times 0.996 = 2.121 \text{ t}$

○主としてアルミ製の容器

【令和5年度】 $3.112 \text{ t} \times 0.995 = 3.098 \text{ t}$

【令和6年度】 $3.089 \text{ t} \times 0.996 = 3.085 \text{ t}$

【令和7年度】 $3.085 \text{ t} \times 0.996 = 3.071 \text{ t}$

【令和8年度】 $3.071 \text{ t} \times 0.996 = 3.058 \text{ t}$

【令和9年度】 $3.058 \text{ t} \times 0.996 = 3.045 \text{ t}$

○無色のガラス製容器

【令和5年度】 $5.032 \text{ t} \times 0.995 = 5.008 \text{ t}$

【令和6年度】 $5.008 \text{ t} \times 0.996 = 4.987 \text{ t}$

【令和7年度】 $4.987 \text{ t} \times 0.996 = 4.965 \text{ t}$

【令和8年度】 $4.965 \text{ t} \times 0.996 = 4.943 \text{ t}$

【令和9年度】 $4.943 \text{ t} \times 0.996 = 4.922 \text{ t}$

○茶色のガラス製容器

- 【令和5年度】 $7.803 \text{ t} \times 0.995 = 7.767 \text{ t}$
- 【令和6年度】 $7.767 \text{ t} \times 0.996 = 7.733 \text{ t}$
- 【令和7年度】 $7.733 \text{ t} \times 0.996 = 7.700 \text{ t}$
- 【令和8年度】 $7.700 \text{ t} \times 0.996 = 7.666 \text{ t}$
- 【令和9年度】 $7.666 \text{ t} \times 0.996 = 7.632 \text{ t}$

○その他の色のガラス製容器

- 【令和5年度】 $3.703 \text{ t} \times 0.995 = 3.686 \text{ t}$
- 【令和6年度】 $3.686 \text{ t} \times 0.996 = 3.670 \text{ t}$
- 【令和7年度】 $3.670 \text{ t} \times 0.996 = 3.654 \text{ t}$
- 【令和8年度】 $3.654 \text{ t} \times 0.996 = 3.638 \text{ t}$
- 【令和9年度】 $3.638 \text{ t} \times 0.996 = 3.622 \text{ t}$

○主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの
(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)

- 【令和5年度】 $1.154 \text{ t} \times 0.995 = 1.149 \text{ t}$
- 【令和6年度】 $1.149 \text{ t} \times 0.996 = 1.144 \text{ t}$
- 【令和7年度】 $1.144 \text{ t} \times 0.996 = 1.139 \text{ t}$
- 【令和8年度】 $1.139 \text{ t} \times 0.996 = 1.134 \text{ t}$
- 【令和9年度】 $1.134 \text{ t} \times 0.996 = 1.130 \text{ t}$

○主として段ボール製の容器

- 【令和5年度】 $38.632 \text{ t} \times 0.995 = 38.454 \text{ t}$
- 【令和6年度】 $38.454 \text{ t} \times 0.996 = 38.288 \text{ t}$
- 【令和7年度】 $38.288 \text{ t} \times 0.996 = 38.121 \text{ t}$
- 【令和8年度】 $38.121 \text{ t} \times 0.996 = 37.955 \text{ t}$
- 【令和9年度】 $37.955 \text{ t} \times 0.996 = 37.789 \text{ t}$

○主として紙製の容器包装であって上記以外のもの

- 【令和5年度】 $14.798 \text{ t} \times 0.995 = 14.729 \text{ t}$
- 【令和6年度】 $14.729 \text{ t} \times 0.996 = 14.666 \text{ t}$
- 【令和7年度】 $14.666 \text{ t} \times 0.996 = 14.602 \text{ t}$
- 【令和8年度】 $14.602 \text{ t} \times 0.996 = 14.538 \text{ t}$
- 【令和9年度】 $14.538 \text{ t} \times 0.996 = 14.474 \text{ t}$

○主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを
充てんするためのもの

- 【令和5年度】 $9.213 \text{ t} \times 0.995 = 9.170 \text{ t}$
- 【令和6年度】 $9.170 \text{ t} \times 0.996 = 9.131 \text{ t}$
- 【令和7年度】 $9.131 \text{ t} \times 0.996 = 9.091 \text{ t}$
- 【令和8年度】 $9.091 \text{ t} \times 0.996 = 9.051 \text{ t}$
- 【令和9年度】 $9.051 \text{ t} \times 0.996 = 9.012 \text{ t}$

○主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの

- 【令和5年度】 31.609 t × 0.995 = 31.464 t
- 【令和6年度】 31.464 t × 0.996 = 31.327 t
- 【令和7年度】 31.327 t × 0.996 = 31.191 t
- 【令和8年度】 31.191 t × 0.996 = 31.055 t
- 【令和9年度】 31.055 t × 0.996 = 30.919 t

○新聞紙等

- 【令和5年度】 67.512 t × 0.995 = 67.201 t
- 【令和6年度】 67.201 t × 0.996 = 66.910 t
- 【令和7年度】 66.910 t × 0.996 = 66.619 t
- 【令和8年度】 66.619 t × 0.996 = 66.328 t
- 【令和9年度】 66.328 t × 0.996 = 66.038 t

○雑誌等

- 【令和5年度】 54.109 t × 0.995 = 53.860 t
- 【令和6年度】 53.860 t × 0.996 = 53.627 t
- 【令和7年度】 53.627 t × 0.996 = 53.393 t
- 【令和8年度】 53.393 t × 0.996 = 53.160 t
- 【令和9年度】 53.160 t × 0.996 = 52.928 t

再資源化の方法

○特定分別基準適合物

品目名	再資源化の方法等
無色のガラス	指定法人へ搬入、独自処理
茶色のガラス	指定法人へ搬入、独自処理
その他のガラス	指定法人へ搬入、独自処理
ペットボトル	指定法人へ搬入、独自処理
その他の紙製容器包装	指定法人へ搬入
その他のプラスチック製容器包装	指定法人へ搬入

○第2条6項物

品目名	再資源化の方法等
スチール製容器	指定法人へ搬入
アルミ製容器	指定法人へ搬入
飲料用紙製容器包装	指定法人へ搬入、独自処理
段ボール	指定法人へ搬入、独自処理

基本的事項（収集対象範囲）

○分別収集を実施する地域的範囲

品目名	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	村（委託）	村内一円
アルミ製容器		
無色のガラス製容器		
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
ペットボトル		
飲料用紙製容器		
段ボール		
その他の紙製容器包装		
その他のプラスチック製容器包装		

10 分別収集を実施するものに関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、住民自らの持ち込みによる分別回収、村（委託）による定期回収の収集体制を活用して行う。

表10-1 分別回収の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	村（委託）による定期回収 住民による持ち込み回収	リサイクルプラザ
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	プラスチック		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成15年に、近隣自治体と民間企業の出資により整備された広域的施設「リサイクルプラザ」で処理する。

なお、一時収集保管場所として村リサイクルセンターの活用を図る。

表1.1-1 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力数量等）
排出	集積場所	共通集積場所利用（ごみ排出場所である、路上及びごみステーション）
収集	収集車両	中小型トラック
一時保管	村リサイクルセンター	平屋鉄骨造り 117㎡
運搬	収集車両	クレーン装置付トラック
選別・保管	リサイクルプラザ	最大87.9t/日 選別・圧縮設備・保管ストックヤード

表1.1-2 分別収集の用に供する施設

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	透明合成樹脂袋	中小型トラック	リサイクルプラザ（選別・圧縮施設）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	透明合成樹脂袋	中小型トラック	
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	透明合成樹脂袋	中小型トラック	
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明合成樹脂袋	中小型トラック	
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	透明合成樹脂袋	中小型トラック	
飲料用紙製容器	紙パック	透明合成樹脂袋	中小型トラック	リサイクルプラザ（ストックヤード）
段ボール	段ボール	縛る	中小型トラック	

表 1 1 - 3 分別収集に必要な施設（その 1）

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理 主体等	参考欄 （現有施設状況）
<p>【排出段階】</p> <p>1. 排出容器</p> <p>1.1 透明合成樹脂袋</p>	<p>a. 缶類（スチール缶、アルミ缶）</p> <p>b. びん類（無色、茶、その他の色分別）</p> <p>c. ペットボトル</p> <p>d. プラスチック製容器包装</p> <p>e. 紙製容器包装</p> <p>f. 紙パック</p> <p>g. 段ボール</p>	<p>（仕様）</p> <p>材質：樹脂袋 容量：フレコンバック（1,250ℓ）</p> <p>（整備計画）</p> <p>・ H15 年度から全域収集</p> <p>・ H15：100%（収集カバー率）</p> <p>（整備計画）</p> <p>・ H15 年度から全域収集</p> <p>・ H15：100%（収集カバー率）</p> <p>（整備計画）</p> <p>・ H15 年度から全域収集</p> <p>・ H15：100%（収集カバー率）</p> <p>（整備計画）</p> <p>・ H15 年度から全域収集</p> <p>・ H15：100%（収集カバー率）</p> <p>（整備計画）</p> <p>・ H15 年度から全域収集</p> <p>・ H15：100%（収集カバー率）</p> <p>（整備計画）</p> <p>・ H15 年度から全域収集</p> <p>・ H15：100%（収集カバー率）</p>	<p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p> <p>村</p>	<p>・ 資源物として分別収集</p> <p>・ H15 年度から混合収集に変更</p> <p>・ びん類として収集</p> <p>・ ペットボトルとして収集</p> <p>・ その他プラスチック製容器包装として収集</p> <p>・ その他紙製容器包装として収集</p> <p>・ 紙パックとして収集</p> <p>・ 段ボールとして収集</p>
<p>2. 集積場所</p>	<p>a ~ g</p>	<p>共通集積場所（路上及びごみステーション）</p>	<p>村</p>	

表 1 1 - 3 分別収集に必要な施設（その 2）

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
<p>【1次保管場】</p> <p>1. 専用物 リサイクルセンター</p>	<p>a. 缶類（スチール缶、アルミ缶）</p> <p>b. びん類（無色、茶、その他の色分別）</p> <p>c. ペットボトル</p> <p>d. プラスチック製容器包装</p> <p>e. 紙製容器包装</p> <p>f. 紙パック</p> <p>g. 段ボール</p>	<p>平屋鉄骨造り 117 m²</p>	<p>村</p>	
<p>【運搬段階】</p> <p>1. 中小型トラック</p>		<p>（仕様） 型式：最大積載量 750Kg</p>	<p>村</p>	

表 1 1 - 3 分別収集に必要な施設（その 3）

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形 式、能力、数量等）及び 整備計画	管理主体等	参考欄 （現有施設状況）
<p>【中間処理段階】</p> <p>1. 再生施設</p> <p>1.1 リサイクルプラザ</p> <p>① 選別・圧縮設備</p>	<p>a. 缶類（スチール 缶、アルミ缶）</p> <p>b. びん類（無色、 茶、その他の色 分別）</p> <p>c. ペットボトル</p> <p>d. プラスチック 製容器包装</p> <p>e. 紙製容器包装</p>	<p>（整備計画） H15 年度から供用開始</p> <p>（仕様） 主要機器：ベルトコンベ ア、磁選別機、アルミ選 別機、圧縮機 能力：1 t / 1 h アルミ：0.5 t スチール：0.5 t</p> <p>（仕様） 主要機器：ベルトコンベ ア手選別 能力：2.0 t / h</p> <p>（仕様） 主要機器：圧縮減容器 能力：1.0 t / h</p> <p>（仕様） 主要機器：圧縮減容器 能力 2.0 t / h</p> <p>（仕様） 主要機器：圧縮減容器 能力 2.0 t / h</p>	<p>十勝圏複合 事務組合</p> <p>（民間）</p>	
<p>1.2</p>				

ストックヤード		(仕様) 形状：上屋付きストックヤード ストックベース： 57m×19.8m=1.128 m ² (整備年度) H15年度から供用開始		
① 選別保管施設	f. 紙パック	(仕様) 60 m ²		
	g. 段ボール	(仕様) 100 m ²		
② 分別基準適合物保管施設	a. 缶類(スチール缶、アルミ缶)	(仕様) 594 m ²		
	b. びん類(無色、茶、その他の色分別)			
	c. ペットボトル			
	d. プラスチック製容器包装			
	e. 紙製容器包装			

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 村民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくように努める。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・ リサイクルセンターへの住民持ち込み回収と併せて、村による農村地区・市街地区の定期回収を継続する。